

令和7年9月定例会 建設企業委員会委員長報告

22番 金沢 敦志でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、建設企業委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

建設企業委員会に付託されました7件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、建設部の所管事項について申し上げます。

若穂地区の交通量増加対策についてであります。

近隣の大型ショッピング施設やその周辺施設の開業が進む中、既に現時点で地域の方から、交通量が増加しているとの声が多く聞こえてきております。

そこで、若穂地区の交通量増加対策として、交通量の変化を注視し、特定の道路に交通が集中する場合は関係諸団体と協議し、改善策の検討を迅速に進めるとともに、（仮称）若穂スマートインターチェンジの開通により、須坂長野東インターチェンジ周辺の交通分散も期待されることから、早期完成に向け、事業を着実に促進するよう要望いたしました。

次に、都市整備部の所管事項について、2点申し上げます。

1点目は、長野市都市計画マスタープラン改定についてであります。

現在、本市では、20年後の長野市の姿を見据え、地域特性に即した将来像を描いた、まちづくりの指針を定めるため、都市計画マスタープランの改定に向けた検討を進めているところであります。

今年度は、若年層や子育て世代などを含む幅広い層への市民意識調査を行うことで、市のまちづくりに対する考えや意見を把握し、計画検討に生かしていくとのことでありました。

また、今後開催予定の地域別懇談会では、都市計画マスタープランのうち、地域別

構想などについて意見交換されるということです。

本市は市域が広く、市街地から中山間地域に至るまで、都市がバランスよく成長していくためには、各地域の課題に的確に対応していく必要があります。

そこで、地域別懇談会では地域ごとの特性や課題をお聴きし、地域別構想に幅広い世代の住民の声が反映されるよう要望いたしました。

2点目は、長野駅前の再開発事業についてであります。

本事業は、地域の防災性向上や都市機能の更新を図るとともに、商業・業務機能の拡充や共同住宅の整備によるまちなか居住の促進を図るものであり、まちの魅力向上やにぎわいの創出も期待される事業であります。

一方で、昨今の建設工事費の高騰などの影響により、事業費の大幅な増額や事業期間の延長が避けられない状況にあることなどから、事業計画の作成に当たっては慎重を期する必要があります。

つきましては、事業の着実かつ円滑な推進のため、引き続き市民の声に耳を傾けつつ適切な情報提供に努めるとともに、施行者に対する指導、助言、支援を一層強化していくよう要望いたしました。

以上で報告を終わります。

令和7年9月定例会 総務委員会委員長報告

31番 若林 祥でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

総務委員会に付託されました9件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第99号 財産の取得について申し上げます。

トイレトレーラーの購入についてであります。

これは、災害時の避難所等においてトイレ環境の整備を図るものとして、令和7年3月定例会で可決された国の交付金及び補正予算債を充てて購入するものです。

令和元年東日本台風災害においては、市内広域に甚大な被害が発生し、多くの避難所が開設されました。

本市で購入するトイレトレーラーは1台ですが、災害発生時には、全国各地の自治体等が所有する災害対応車両等をデータベース化し、発災後の自治体のニーズに応じて車両を提供する国の災害対応車両登録制度を活用して、必要な車両の提供を受けることができるということです。

つきましては、市内広域に被害が発生するような災害時には、トイレトレーラーの提供を受けるに当たり、本制度を活用するなど自治体間での連携を進め、効率的な活用を行うとともに、避難所等のトイレの改修等も併せ、災害時の避難所等におけるトイレ環境の一層の改善を図るよう要望いたしました。

次に、総務部の所管事項について申し上げます。

行政DXの推進についてであります。

人口減少が進み、本市においても令和10年度以降に職員が減少するという厳しい現実直面する中、市民サービスの向上と業務の効率化を図るためには行政DXの推進

が極めて重要です。

本市では、今年度、新たな取組として、業務課題の抽出やその解決までの役割等を担う、D X推進リーダーを職員の中から選出することとしています。

D X推進リーダーは、所属の業務変革の中心的存在であり、行政D Xが一層進むよう、その活躍が期待されています。

行政D Xの取組として本市で導入されている生成A Iサービスの職員の利用数は徐々 to 増えているとのことですが、D X推進リーダーをはじめとした、D X推進に関して理解度の高い職員を育成し、適切に配置することにより、行政D Xの機運を全庁的にさらに広げるよう要望いたしました。

以上で報告を終わります。

令和7年9月定例会 福祉環境委員会委員長報告

36番 寺沢 さゆりでございます。

私から、本市議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました議案及び請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

福祉環境委員会に付託されました4件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第93号 長野市子どもの権利条例について申し上げます。

本条例は、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現を目指すことを目的に、基本的な取組や相談及び救済の仕組みを規定するものであります。

市は、条例案において、まずは理念に係る条項を施行し、子どもオンブズパーソンの設置やその役割などに係る条項については、その設置に向けた所要の準備が必要であることから、公布の日から1年を超えない範囲内に施行するとしております。

については、権利侵害からの救済を必要としている子どもたちのために重要となる、子どもオンブズパーソンの設置やその役割などの条項について、附則に定める1年を超えない範囲内の施行に向けて、早期かつ着実に進めていくよう要望いたしました。

さらに、本条例の目的の実現を目指すためには、まずは子どもや大人など市民全体が子どもの権利について広く共有することが必要不可欠であることから、本条例の周知、啓発に取り組むよう併せて要望いたしました。

次に、こども未来部の所管事項について申し上げます。

若者に関する計画の策定についてであります。

市では、若者に関する計画の策定に向けて、長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に本市の若者施策について諮問し、同分科会では、若者を対象に実施したアンケート調査などの結果から明らかとなった課題等を踏まえて協議が重ねられている

ところであります。

協議により取りまとめられた、若者を取り巻く課題と必要な支援のうち、若者の就労を後押しする支援の取組などについては、こども未来部が単独で対応することが難しいものもあることから、経済産業振興部など関係部局と連携しながら、若者に関する計画の策定等に向けて取り組むよう要望いたしました。

次に、保健福祉部の所管事項について、2点申し上げます。

1点目は、地域福祉ワーカー及び生活支援コーディネーターの今後の方向性についてであります。

本委員会では、さきの6月定例会の委員長報告において、第五次長野市地域福祉計画の策定に当たり、地域福祉ワーカーと生活支援コーディネーターを適切に配置し、両者がお互いに連携することにより、生活支援体制の強化と業務負担の軽減を図るよう要望したところであります。

これを受けて、現在の検討状況として、地域福祉ワーカーが兼務している生活支援コーディネーターの業務は、地域包括支援センターへの委託を検討していること、第五次長野市地域福祉計画に両者を明示し、連携を図ることにより一層地域福祉を推進すること、地域福祉ワーカーには、これまで行ってきた地域独自の福祉活動を継続・発展させていただき、それに要する補助金の継続を検討していることなどの説明がありました。

そこで、市内全地区で地域福祉をより一層推進するため、従来の地域独自の福祉活動を担う地域福祉ワーカーと専門性が高い業務を行う生活支援コーディネーターとの適切な役割分担の下で、活動の充実を図ることができるよう、市の支援も含めた体制の整備を要望いたしました。

2点目は、音声リアルタイム表示システムの設置についてであります。

このシステムは、本年8月下旬から、障害福祉課の窓口を導入し、耳が聞こえづらい来庁者に応対する際に、職員が話した説明をリアルタイムに文字変換し、カウンター上に設置したアクリル板に表示することで、窓口業務におけるサービスの向上を図るものであります。

これまでに同システムを使用した中で、文字変換もほぼ正確にできており、来庁者

に大変喜ばれているとのことから、自分の意思が伝えにくいことを理由に市の窓口に行くことをためらっている方にとっても、相談しやすい環境を提供できることが期待されます。

そこで、引き続き、同システムの周知を図るとともに、障害者だけでなく、加齢性難聴の高齢者などへの対応も含め、全庁的な導入の可能性を検討するよう要望いたしました。

最後に、請願第10号 長野市子どもの権利条例に子どもオンブズパーソンの職務を補佐する調査相談員の設置を規定することを求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、意見聴取等を行いました。

まず、採択すべきものとして、「規則を変える場合は、市の内部における検討経過について基本的には市民に公開されないことから、時の担当者の考え方によって変えられてしまう可能性は否定できない。調査相談員の設置について、条例で規定し、規定した内容を変える場合には、市民も巻き込んだ議論をしたうえで変えなくてはいけない。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「調査相談員を規則によって規定することで、子どもオンブズパーソンと調査相談員が一体となって、独立性を担保した状態で活動していくものであると理解できる。」、「条例案に公平性・独立性を担保された子どもオンブズパーソンが規定されており、詳細な事項は、規則で定めることにしたほうが運用しやすいのではないか」、「条例案では、市の責務等が規定されていることから、行政が都合のいい解釈をするということ自体が条例に反するものである。行政の都合で簡単に換えられるものではない。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和7年9月定例会 経済文教委員会委員長報告

24番 黒沢 清一でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、経済文教委員会に付託されました議案及び請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

経済文教委員会に付託されました5件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

議案第94号 長野市学校給食費条例について申し上げます。

本条例は、学校給食費を市の会計に組み入れる公会計化に伴い、本市が保護者から学校給食費を直接徴収することを明確に規定するとともに、その基本的事項を定めるものです。

また、学校給食費以外の学校徴収金についても、市が一括で徴収を行い、あわせて、保護者通知システムの導入によって、未納防止及び情報共有のデジタル化を推進し、さらなる保護者の利便性向上と学校現場における事務負担の軽減を図っていくとの説明がありました。

学校給食費の公会計化は、教職員の負担軽減、徴収・管理の効率化や透明性の確保といった国の方針を受けた全国的な動きである一方、実施後に滞納額が急増する事例も他自治体に見られることから、本市においてもその対策が求められます。

つきましては、引き続き、教職員の負担軽減を進めるとともに、学校の協力なくしては滞納世帯への十分な対応が困難であることから、学校と緊密な連携を図る中で、各家庭の状況を把握し、滞納抑制に向けた取組を着実に進めていくよう要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

各請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、意見聴取等を行いました。

初めに、請願第11号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「憲法第26条第2項で義務教育はこれを無償とするということが定義されており、各県や市町村ごとの財政事情により、教育条件に差が出てくるのは望ましくない。国にしかるべき負担を求めるべきである。」、「長野県が独自で手厚く教員の配置を行っているからこそ、国庫負担制度を堅持し、さらに国庫負担率の復元を求めていくべきである。今後、国庫負担率が下げられる可能性もある。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたのは、三位一体の改革によるものであり、その差額部分は各自治体が自由に使える財源となっている。負担率2分の1への復元は、自治体の財政バランスが崩れ、大変難しいため、3分の1を守っていかざるを得ない。」、「三位一体の改革によって、各自治体の特色を生かした施策等の財源ができた。これを元に戻すことは、教育費だけでなく、他事業への影響も懸念される上、以前のように用途を制限された交付金となる可能性があり、各自治体の特色を生かした使い方ができなくなることが危惧される。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第12号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「学級の人数の多さは、これから教員になろうとしている人たちが負担に感じることの1つであり、現場の先生方からは、人数が少なければ少ないほど、より充実した授業が行えるという声がある。」、「自分の教員としての経験上、少人数学級のメリットは十分に感じている。様々なタイプの子供に細かく寄り添って指導、対応するためには、35人学級ではまだ十分ではなく、さらなる少人数学級の推進をすべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「教員の人手不足ということに関して、徐々にではあるが、部活の地域展開などで改善されてきていると考える。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった職員の配置を進めていくのが先ではな

いか。」、「現在、文部科学省では、中学校についても35人学級ということを目指して概算要求をする動きがある。さらに今後、段階的に学級人数を引き下げていくという検討もあるようなので、今は国の動向をしっかりと見ていく必要がある。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第13号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「小さな規模での学級、あるいは学校というものは、生きづらさを抱える多くの子供たちにとって、居場所となる非常に大切なものである。」、「地域高校である北部高校には、地域の皆さんと一緒に活動する地域授業があり、その中で地元愛を育み、いろいろな経験をすることで、机上ではできない勉強ができるよさがある。人数が集まらないといって、その数で区切ってしまうのは望ましくないのではないか。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「長野市周辺の地域高校は、既に30人規模学級になっている。地域高校の存続には、まずはその魅力や特色を出すことの取組が必要ではないか。」、「昔と違って、今はそれぞれの高校に特色があり、自分に合った高校に進学する子供が多い状況かと思う。こうしたことを踏まえ、長野県教育委員会は再編の対象になっている高校について協議を進めている最中であり、その方向性を見定めるべきで、今あえてここで意見書を出す必要はないのではないか。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第14号 国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「コロナ禍や物価上昇などで、家計は大きな負担を強いられている。大学などでの学びも含め、高校生のうちから独自の給付制度などを確立し、お金の心配なく学ぶことができる、そういった対応を国に対して求めていく

べきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「高等学校等就学支援金制度については、自民、公明、維新の会の三党合意により、今年度は高校生等臨時支援金という新たな支援金を設けたことで、実質、所得制限はなく、また、来年度についても骨太方針の中に位置づけられており、予算要求もされていることから、既に拡充に向けて進んでいるところである。高校生等奨学給付金についても、骨太方針で拡充について取り組む方向になっているため、今、意見書を出す必要はない。」、「請願の中では、高校生等奨学給付金について、第一子の給付金額と第二子以降の給付金額に大きな差があると記載があるが、今年度からその差がなくなり給付金は同額となっている。国の動向をまずは見定めるべきではないか。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和7年9月定例会 決算特別委員会委員長報告

9番 滝沢 真一でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、決算特別委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

決算特別委員会に付託されました3件の議案につきましては、いずれも原案を可決すべきものと決定し、2件の認定議案につきましては、いずれも原案を認定すべきものと決定した次第であります。

次に、各分科会において審査され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、総務分科会で審査された事項についてであります。

一般会計の歳出、第2款 総務費、第1項 総務管理費、4目 会計管理費について申し上げます。

公金の納付方法についてであります。

近年、クレジットカード、スマートフォン等を用いたキャッシュレス決済が急速に普及したことで支払い方法が多様化し、公金に限らず様々な業種でこれらに対応することが求められております。

本市でも一部でこのような方法に対応しておりますが、様々な納付方法に対応することは、納付する方の利便性が向上する一方で、市が負担する手数料が増える課題もあります。

そこで、キャッシュレス決済について多くの人が利用しているものなど費用対効果が高いものを調査及び研究し、未対応の部分についても多様な納付方法への対応を検討するよう要望いたしました。

続きまして、福祉環境分科会で審査された事項についてであります。

初めに、一般会計の歳出、第3款 民生費、第3項 老人福祉費、1目 老人福祉総務費について申し上げます。

独居高齢者等緊急通報装置システム設置についてであります。

このシステムは、独居高齢者等に対して緊急通報装置や安否確認センサーなどを貸与し、緊急時にはコールセンターを介した協力者への訪問の依頼や救急車の出動要請を行うほか、コールセンターの専門員による24時間の相談受付など、独居高齢者等の不安の軽減と安全の確保を図るものであります。

この緊急通報装置システムは、市内に810台が設置され各世帯で利用されているとのことでありますが、核家族化や高齢化などにより独居高齢者等が増加していく状況の中で、より安心して暮らすことができるよう、このシステムのさらなる活用が求められます。

今年度に入り、このシステムの見直しを行い、従来の固定電話回線での利用に加えて携帯電話回線でも緊急通報装置を利用できるように改善をしたとのことですが、引き続き、緊急通報装置システムの現状について分析し、さらなる利便性の向上につなげていくよう要望いたしました。

次に、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の歳入について申し上げます。

母子父子寡婦福祉資金貸付事業は、母子及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、その扶養している児童の福祉の増進を目的として、一定の要件を満たす方に対して、経済的な自立につなげるための資金を貸し付けている事業であります。

この資金の返済については、貸付の種類や金額に応じた償還期間内での返済計画に基づいて返済いただいているところですが、その返済が滞り収入未済となっているものが一定数あることから、貸付後も生活状況が改善せず、その返済が難しい家庭があることが伺えます。

貸付事業の債権管理に当たっては、各家庭の生活や経済状況に合った返済方法の提案のほか、各種支援事業や相談窓口への案内などを行っているとのことですが、引き続き利用者の実情に寄り添い、生活状況の改善と経済的な自立に向けた具体的な支援の提案や助言などを実施していくよう要望いたしました。

続きまして、経済文教分科会で審査された事項についてであります。

初めに、一般会計の歳出、第7款 商工観光費、第1項 商工費、2目 商工業振興費について申し上げます。

まちなかパワーアップ空き店舗等活用事業補助金は、中心市街地の空き店舗等を賃借して出店する事業者に対し、補助金を交付することで、中心市街地の商店街の活力とにぎわいを創出し、活性化を図るものです。

空き店舗等が新たな店舗として活用されることは、地域の発展や新たな雇用の創出にもつながることから、地域からも大きな期待が寄せられており、そのためにもこの補助金の活用が求められています。

一方で、令和6年度においては、この補助金の交付件数は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、社会経済活動の正常化が進んだ令和5年度と比べて大幅に減少しており、この補助金を活用せずに出店する事業者も見られたとのことです。

そこで、より多くの事業者がこの補助金を活用していただけるよう、商工団体等と連携し、改めて制度の周知を行うとともに、開業後間もない事業者へのサポートなど制度を充実させる取組を検討するよう要望いたしました。

次に、一般会計の歳出、第10款 教育費、第6項 保健体育費、1目 保健体育総務費について申し上げます。

キッズドリームデーは、市と信州ブレイブウォリアーズが連携して、市内の小中学生をホームゲームに招待し、迫力あるプロスポーツ選手の試合を現地で観戦する機会を提供する事業で、参加した小中学生や学校からは、バスケットボールへの関心が高まり、休み時間にバスケットボールで遊ぶ子供たちが増えたという声をいただいたとのことです。

こうした状況を踏まえ、本年は、AC長野パルセイロ・レディースの試合でも市内小中学生の招待試合を開催予定であるとのことで、より多くの小中学生が市内のプロスポーツチームに関心を持つこと、ひいては実際にスポーツに取り組む機運が高まることが期待されます。

一方で、事業の実施や拡大に当たっては、その効果検証を行うとともに、事業の目的を市民に理解いただく必要があります。

そこで、これまでに開催したキッズドリームデーの事業本来の目的に基づき、費用対効果等を十分に検証した上で、必要に応じて改善を行うとともに、スポーツを軸としたまちづくりを推進する本市の取組と併せて、広く市民に周知するよう要望いたしました。

続きまして、建設企業分科会で審査された事項についてであります。

初めに、一般会計の歳入、第13款 使用料及び手数料について申し上げます。

令和7年2月に、本市では初めてP a r k－P F Iを活用した軽飲食施設が長野駅東口公園にオープンしました。

軽飲食施設は、大変盛況で、公園の利用者をはじめ多くの方に利用いただき、順調に運営がされており、また、その企業が清掃活動に協力するなど地域の活動に積極的に参加しているため、地域の方からも大変好評とのことでした。

さらに、市へ公園使用料が納められ、これが公園の維持管理等の財源となっています。

そこで、本市ではこれが初めての取組でしたが、民間活力を導入して公園の魅力と利便性を高めるP a r k－P F Iを活用した事業を、今後も進めていくよう要望いたしました。

次に、一般会計の歳出、第8款 土木費、第6項 住宅費、1目 住宅管理費について申し上げます。

市営住宅の整備についてであります。

住宅管理費は、市営住宅の管理運営、維持修繕等に要する経費として支出されており、これにより市営住宅は、計画的に改修工事等が行われています。

市営住宅のニーズは高く、近年の高齢化社会の進行に伴い、今後は高齢者も住みやすい市営住宅を整備していく必要があります。

そこで、段差を少なくするなどバリアフリー化を進め、高齢者にとっても住みやすいように配慮された市営住宅の整備を行うことを要望いたしました。

以上、各分科会で審査された主なる事項について御報告申し上げます。

分科会における意見、要望につきましては、各部局が真摯に受け止め、次年度の予算編成や事業執行に反映されるよう切に望むものであります。

以上で報告を終わります。

令和7年9月定例会 中山間地域活性化調査研究特別委員会委員長報告

32番 松田 光平でございます。

私から、中山間地域活性化調査研究特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、過疎や高齢化で悩む中山間地域の現状をしっかりと捉え、移住・定住も含め、活性化に向けた施策について、調査・研究を行うため、令和5年10月に設置されました。

この一年は、中山間地域への財政的支援について、次のとおり調査・研究を行ってきました。

初めに、現状分析として、長野市やまざと振興計画の概要と中山間地域への財政的支援について調査を行い、その中から森林環境譲与税を活用した中山間地域の振興について内容を絞りました。

次に、長野県の森林・林業施策と森林環境譲与税の活用状況について調査を行いました。この調査では、森林・林業に関しては国や県が行う事業も多く、また県と本市の所管部局が連携を図っていること、そのため県の事業を活用しつつ本市独自の事業を展開する必要があることが分かりました。

次に、先進地行政視察として、栃木県矢板市における林業成長産業化及び林業担い手の確保・育成に向けた取組について、それから埼玉県秩父市における森と林業の活性化に向けた取組についてそれぞれ調査を行いました。いずれの自治体も、森林体験や森林で伐採した木材を活用することで、林業の担い手確保や森林に対する理解を深める事業を実施していることを学びました。

これらを踏まえ、本市の森林環境譲与税を活用した中山間地域の支援策について、調査を行いました。本市では、森林とふれあい体験事業を創設し、森カフェやブッシュクラフトなどに取り組んでいるとのことでした。この体験事業について、中山間地域の方が事業主体として運営することができるようになれば、体験を通して森林への理解や森林がある地域への愛着が深まり、訪れる人が増えて関係人口の創出が期待できると考えました。

そして、これらの調査・研究の結果、本委員会では、森林とふれあい体験事業を活用し、そこに中山間地域の住民が参加できる仕組みを加えることで、林業や森林を資

源として交流人口を増やし、さらに繰り返し地域を訪れることでつながりを深め、将来的に地域の担い手となる関係人口を創出し、ひいては中山間地域の振興につなげることが期待できるとの結論に達しました。

そこで、森林とふれあい体験事業を基にした関係人口の創出に向けた事業の提案に係る意見・要望について3点申し上げます。

1点目は、事業の対象者についてです。

全ての事業について子ども主体とする必要はありませんが、子どもを対象とした方が大人のみを対象とした事業よりも参加しやすく、また、大人も巻き込むことができると考えます。また、関係人口の創出のため、市街地や都市部に住む子どもが参加できるようにすべきであり、緑の少年団のほか、公民館や育成会などの子育て団体にアプローチする仕組みを作るべきです。

そこで、このような子どもを主体とした親子で参加できる事業の実施を促進する取組について要望いたしました。

2点目は、事業の実施主体についてであります。

この事業による中山間地域と市街地及び都市部の住民との交流を通じた関係人口の創出を図るため、事業は住民自治協議会のほか、地域のNPO、地元企業、森林を管理する財産区などの地元の団体、地域が主体となって事業を実施する必要があります。

そこで、これらの様々な地元の団体など地域が事業の実施主体となれる仕組みづくりと、その周知について要望いたしました。

3点目は、関係人口の創出につなげるための支援についてであります。これについては、個別具体的に3つの提案をいたしました。

まず、広報の充実であります。

森カフェ体験など、補助対象事業は十分に魅力がありますが、この事業を有効活用するには広報に課題があると考えられます。

そこで広報を充実させつつ、主要なターゲット層に特化させるなど効果的な手法についても検討するよう要望いたしました。

次に、実施主体の自走までの支援であります。

地域の団体等が事業を主催して自走できるようにするためには、それまでの支援が

必要です。

そこで、主催者向けの体験事業、事業開始時の伴走支援、指導者育成のメニューを加えることを要望いたしました。

次に、市有林以外の森林の活用であります。

森林の活用については、市有林に限らず、個人や企業、財産区が管理する森林など様々な場所を活用することで、中山間地域のより多くの場所にこの事業を波及させることができます。また、参加者にとっても選択肢が増え、参加しやすくなると考えられます。

そこで、この事業について森林を管理する様々な関係者に周知することを要望いたしました。

このほか、森林・林業や中山間地域の活性化に関連する国や県の事業を併せて周知し活用することで、より多くの人を中山間地域に呼び込める可能性があるため、本市の事業と併せて、これらの事業についても適時適切に周知を図るよう要望いたしました。

最後に、中山間地域に対する財政的支援は、多くの課題に応じて多岐にわたり、本委員会ではどこに焦点を当てるべきか、様々な意見がありましたが、中山間地域で最後まで安心して住み続けたいという住民の思いに寄り添うには、支える人の力とそれに対する支援が必要です。担い手不足が深刻な今、こうした事業を通じ中山間地域と関わった人たちに、そこを第三の居場所のように思ってもらい、そこに生活する住民と家族やかけがえのない友人のような深いつながりを作ってもらい、やがて中山間地域を支えることとなる人材となってもらうために、このような事業が必要という結論に達したところです。

しかし、この事業だけで中山間地域の課題が解決できるものではありません。今年度からモデル事業として導入した集落支援員その他様々な支援策を複合的かつ効果的に運用し、総合的な支援を推進していくことを要望いたします。

以上で報告を終わります。

令和 7 年 9 月定例会 公共交通対策調査研究特別委員会委員長報告

9 番 滝沢 真一でございます。

私から、公共交通対策調査研究特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、交通空白地の解消を目指し、オンデマンド交通の検証・拡大、市街地周辺での移動手段の確保などについて調査・研究を行うために令和 5 年10月に再設置されました。

この一年は、公共交通ネットワークの再構築と運行環境の整備・利便性の向上を主なテーマとして、地域バス路線の再編、乗り継ぎ拠点としての交通結節点の整備、地域内 A I オンデマンドバスの利用状況等について、先進地視察や管内視察を行うなど調査・研究を重ねてきました。

その中で出されました意見・要望の中から、主なる事項について 3 点申し上げます。

1 点目として、市内バス路線の再編と各交通結節点の整備の拡大であります。

本委員会では、令和 7 年11月からバス路線を再編し運行することが予定されている大豆島保科温泉線と、再編に伴い交通結節点となる予定の川田駅の視察を行いました。ここでは、バス事業者の負担を減らしながら地域住民の生活に即した路線となるように、路線の見直しや交通結節点の整備が検討されていました。

従来のようなバス路線の維持は、利用者数減少や運転手不足等の理由により困難な状況となっています。大豆島保科温泉線の再編の取組は、バス路線の再編と地域内交通の充実、そしてそれらをつなぐ交通結節点の整備が併せて進められており、これから実際の運行が始まるとのことですが、今後、他の地域への展開に向けて大きなモデル事業となることが期待されます。

そこで、運行後も地域住民の声に耳を傾け、事業の検証をしつつ、住民にとって利用しやすい移動手段となるように事業を進めていくことを要望いたしました。

また、バス路線の再編と地域内交通の充実を併せて進めていくことで、交通空白地を生むことなく、各地域の実情に応じた柔軟な移動手段が確保できるよう、このような取組を市内の他の地域へも拡大していくことを要望いたしました。

2点目として、若い世代の公共交通利用促進についてであります。

現在、公共交通の維持は非常に難しい局面を迎えておりますが、利用者数減少が大きな要因の一つとなっています。公共交通について、市民の関心は高いですが、実際に利用している人は少なく、減便や廃止につながっていることから、今後も公共交通を維持していくためには、利用者数を増加させることが必要です。

本委員会の調査の中で、地域内を移動できる交通手段として整備されているA I オンデマンドバスを利用して学校へ通っていた学生が、卒業後もこれを継続して利用しているという事例をお聞きしました。若い頃から公共交通が身近にあれば、その後の利用につながっていくというよい事例でありました。

自力での移動が難しい若い世代は、公共交通を必要としています。また、普段から利用する機会が多ければ、公共交通はより身近な存在となり、利用の継続につながっていきます。

そこで、若い世代が公共交通を利用するきっかけとなるような施策の検討を始め、取り組んでいくことを要望いたしました。

3点目として、公共交通の担い手についてであります。

本委員会が設置され、当初の調査研究事項について調査・研究を進める中で、運転手不足や利用者数減少等の要因により、長電バス株式会社とアルピコ交通株式会社が複数のバス路線の廃止を表明しました。

そのような状況を踏まえて、本委員会では、市内バス路線廃止に伴う今後の対応や運転手不足に対する取組等についても加えて調査・研究を行いました。

令和7年3月までに表明された市内バス路線廃止に対して、市は早急に代替の交通手段の検討を進め、今後も住民の移動手段が確保される見込みとなりました。

しかしながら、8月には長電バス株式会社が屋代須坂線の見直しを表明し、依然として公共交通の維持が危うい状況が続いています。

この状況を受け本委員会では、今後民間事業者だけで公共交通を維持していくことは難しく、公共交通の担い手を見直すことについて検討を始めるべきとの意見が出ました。

そこで、民間事業者が今後も担えること、担えないことを見極め、これからも公共交通を維持していくために行政が担うべき役割について、検討を進めていくこと

を要望いたしました。

最後に、公共交通は、運転免許を持たない若い世代や、自身で運転ができない人にとっては非常に大切であり、今後も維持させていくために行政が担うべき役割は重要です。

行政が担うということは、市民全体に負担を課すこととなるため、多くの市民の理解が必要となります。そのため、現在は公共交通を利用していない人にとっても、いつか必要な時が来ること、その時に困らないために今から公共交通を利用することが大切であることを呼び掛けていくことが大切です。

乗って残す意識を多くの市民が持てるような取組や施策を進め、今後も市民の生活にとって欠かせない公共交通を維持していくことを要望いたします。

以上で報告を終わります。

令和7年9月定例会 水道事業広域化調査研究特別委員会委員長報告

30番 市川 和彦でございます。

私から、水道事業広域化調査研究特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、県及び3市1町で検討している上田長野地域水道事業広域化について、調査・研究を行うため、令和4年9月に設置されました。

水道事業は、将来的に人口減少による料金収入の大幅な減少、水道事業を支える人材不足、施設の老朽化に伴い維持管理及び更新に膨大な費用が見込まれることなど、多くの深刻な課題を抱えているところですが、これらの課題を解決するための有効な方策の一つとして、水道事業の広域化が検討されています。

本委員会では、上田長野地域水道事業広域化協議会が作成した上田長野地域水道事業広域化基本計画（案）を重点的に調査・研究するとともに、先進地への行政視察を実施しました。

この協議会では、基本計画の年度内の合意を目指し、鋭意協議を進めているのですが、本委員会では、上田長野地域の水道事業が共通して抱える課題について調査・研究を重ねる中で、これらの課題を解決するためには、引き続き協議会の構成団体が連携し、事業統合による水道事業広域化の検討をさらに進める必要があるという結論に達しました。

その理由として、事業統合により水道事業広域化をすることで、施設整備の共同化による基盤強化、業務の共同化による効率化、コスト削減、危機管理体制の強化、料金の収納方法の拡大による市民サービスの向上などが考えられるとともに、水道事業広域化をした場合の財政シミュレーションでは、国庫補助の活用などにより、全ての事業体で水道料金の値上げを抑制できるとの結果が示されました。

さらに、水道事業広域化を行った先進地への行政視察では、施設のダウンサイジングや施設整備に要する事業費が適切に確保され、安定した給水事業が実施されていることを確認しました。

一方で、水道事業広域化の検討を進めるためには、施設整備計画や構成団体ごとの財源負担の割合などを明確にする必要があり、協議会ではこれらを重要協議事項と位置づけ、優先的に協議、検討を行うこととしていますが、この重要協議事項以外にも

課題や協議、検討すべき事項が多数あります。

そこで、水道事業広域化の検討をさらに進めるに当たり、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について4点申し上げます。

1点目は、地域住民への説明及び意見聴取についてであります。

本市では、水道事業広域化に関するリーフレットの全戸配布、住民説明会や関係団体等への説明会を開催し、説明及び意見聴取に取り組んだとのことですが、水道は、生活に欠かすことのできない重要なライフラインの一つであり、地域住民への影響も大きいことから、水道事業広域化を検討していることを確実に周知するとともに、引き続き多くの方から意見聴取を行うことが必要となります。

そこで、ながの水だよりを活用するなど、継続して丁寧な説明をするとともに、いただいた御意見は、今後の検討の参考とするよう要望いたしました。

2点目は、地域事業者の受注機会の確保についてであります。

事業統合による水道事業広域化をした場合、工事や薬品・資材等をまとめて発注することができるようになり、発注業務の軽減と大量発注による費用の抑制が期待されます。

一方で、災害時や水道管の破裂といった緊急時の対応には、それぞれの地域の実情をよく知る事業者の存在が不可欠であり、こういった地域事業者が事業を継続できるよう、受注機会を確保する必要があります。

そこで、入札の公平性及び競争性を保ちつつ、地域事業者の受注機会の確保ができる入札制度を検討するよう要望いたしました。

3点目は、施設整備計画についてであります。

現在検討している施設整備計画では、市・町を越えた管路・施設の広域ネットワーク化によりバックアップ可能な水道システムを構築し、広域化によるスケールメリットを生かした施設の統廃合やダウンサイジングによる投資の抑制及び維持管理コストの削減を図るとともに、基幹となる水道施設や重要施設への管路の更新及び耐震化を優先的に進めることとしています。

しかし、近年の人手不足や建設コストの上昇を踏まえると、施設整備計画の内容を

改めて精査する必要があります。

そこで、施設整備計画の策定に当たっては、それぞれの構成団体が保有する施設の状況や危機管理体制を十分に踏まえ、上田長野地域全体にとって最適な計画となるよう要望いたしました。

4点目は、構成団体ごとの財源負担についてであります。

施設整備に係るそれぞれの構成団体からの出資割合などについては、協議会において重要協議事項として協議、検討が進められていくとのことですが、今後の検討を進める上でも、考え方やルールを明確にすることが求められてきます。

こうした状況を踏まえ、構成団体ごとの財源負担については、地域間で不公平にならないよう住民目線で納得できる方針をできる限り早急に示すことを要望いたしました。

最後に、今後の水道事業は、これまで築き上げてきた水道施設の更新時期を迎えようとしていることや人口減少に伴う収益の減少、技術職員の不足といった厳しい運営が見込まれています。

また、全国的にも水道管の老朽化が原因とみられる事故が発生するなど、多岐にわたる課題を抱えており、今まさに大きな転換期を迎えようとしていることから、先人から受け継いだ安心・安全な水道を将来の世代に引き継いでいくためにも、水道事業広域化の検討を進める必要があります。

そこで、水道事業広域化の検討をさらに進めるに当たっては、協議会として上田長野地域のそれぞれの住民の声をよく聴き、構成団体間の十分な連携の下、丁寧な協議を進め、今後予定されている基本計画の合意について、適切に判断するよう要望いたします。

以上で、報告を終わります。